佐賀県告示第 267 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和6年12月17日から令和7年1月16日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 高串港線	唐津市肥前町田野字中川原乙 461 番地先から 唐津市肥前町田野字土井ノ裏乙 498 番地先 まで	令和6.12.24
	唐津市肥前町田野字中川原乙 418 番1 地先 から 唐津市肥前町田野字中川原乙 333 番1 地先 まで	令和6.12.24